

個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。

(個人情報取扱事務登録票)

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を検索することができる形で個人情報が記録された地方公共団体等行政文書（公務員等に関する個人情報で専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるものが記録された地方公共団体等行政文書並びに個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報が記録された地方公共団体等行政文書を除く。）を使用する事務に限る。以下この項において「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録票を作成しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
 - (4) 本人として取り扱う個人の範囲
 - (5) 個人情報の利用目的
 - (6) 個人情報の項目
 - (7) 個人情報の収集先及び収集方法
 - (8) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
 - (9) 個人情報取扱事務に係る個人情報を利用する組織の名称
 - (10) 個人情報取扱事務に係る個人情報を提供するときは、その提供先及び項目
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務登録票に記載した事項に変更があったときは、直ちに、

当該事項を修正しなければならない。

3 実施機関は、個人情報取扱事務登録票を市長が別に定める閲覧場所において一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があつた日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から44日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条例の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の手数料の額は、無料とする。

2 法の規定により保有個人情報が記録されている文書（複写したものも含む。）の写しの交付を受ける開示請求者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとするとき。

(2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保を図るため提案する。

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）第17条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（同条例第3条第2項に規定する実施機関をいう。）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年茅ヶ崎市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。）

ウ 茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号）第23条の規定により審査会に諮問をした市長

(2) 行政文書 茅ヶ崎市情報公開条例第10条第1項に規定する公開決定等に係る行政文書（同条例第3条第1項に規定する行政文書をいう。）をいう。

(3) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(4) 特定歴史公文書等 茅ヶ崎市公文書等管理条例第17条に規定する利用決定等に係る特定歴史公文書等（同条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。）をいう。

(設置)

第3条 次に掲げる法律又は条例の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、審査会を設置する。

(1) 茅ヶ崎市情報公開条例第17条第1項

(2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項

(3) 茅ヶ崎市公文書等管理条例第23条

(組織)

第4条 審査会は、委員5人をもって組織する。

(委員)

第5条 審査会の委員は、優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

(解嘱)

第7条 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第9条 審査会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開、保有個人情報の開示又は特定歴史公文書等の利用を求めることがない。

2 諒問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、行政文書に記録されている情報、保有個人情報に含まれている情報又は特定歴史公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する

参加人をいう。以下同じ。) 又は諮問実施機関(以下「審査関係人」という。)にその主張を記載した書面(以下「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、適當と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第11条 審査会は、審査関係人の申立てがあったときは、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるとときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(主張書面等の提出)

第12条 審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第10条第1項の規定により提示された行政文書、保有個人情報若しくは特定歴史公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第14条 審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)いう。以下この条において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの(閲覧)又は当該主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、手数料を納めなければな

らない。この場合において、審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

5 前項の手数料の額及びその減免については、茅ヶ崎市行政不服審査条例（平成28年茅ヶ崎市条例第10号）第14条の規定の例による。

6 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、第4項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、当該交付に係る主張書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、市長が別に定める方法により納付しなければならない。

（答申書の送付等）

第15条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、茅ヶ崎市病院事業の職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 茅ヶ崎市病院事業の職員（臨時の任用職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第26条第4項において「常時勤務的会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（第26条第2項及び附則第2項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。第27条において同じ。）を除く。以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。
- 3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

- 2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。
- 3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき病院事業管理者が指定する職にある者に対して支給する。

(初任給調整手当)

第5条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第20条第2項において同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 心身に著しい障害がある者

（地域手当）

第7条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して職員に支給する。

（住居手当）

第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（市が設置する公舎に入居している職員その他病院事業管理者が定める職員を除く。）
- (2) その所有に係る住宅（病院事業管理者が定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この号及び第3号において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（同号において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車、自転車その他病院事業管理者が特に承認した交通の用具（以下この号及び次号において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、

自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

(特殊勤務手当)

第 10 条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第 11 条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（病院事業管理者が定める時間を除く。）について、時間外勤務手当を支給する。

(休日勤務手当)

第 12 条 休日勤務手当は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第 15 条第 1 項及び第 20 条第 1 項において「祝日法による休日等」という。）（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、同法に規定する休日が週休日に当たるときは、病院事業管理者が定める日）及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（同法に規定する休日を除く。）（代休日を指定されて、これらの日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、これらの日に代わる代休日。第 15 条第 1 項及び第 20 条第 1 項において「年末年始の休日等」という。）において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。これらの日に準ずるものとして病院事業管理者が定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(夜間勤務手当)

第 13 条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

(宿日直手当)

第 14 条 宿日直手当は、宿日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、第 11 条から前条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第15条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する職を占める職員（次項及び第26条第1項において「管理監督職員」という。）及び茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成21年茅ヶ崎市条例第4号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（第18条及び第26条第3項において「特定任期付職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

（期末手当）

第16条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

（勤勉手当）

第17条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

（特定任期付職員業績手当）

第18条 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる者に対して支給する。

（退職手当）

第19条 退職手当の支給については、別に条例で定めるところによる。

（給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間（時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として病院事業管理者が指定する時間をいう。）、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の病院事業管理者が定める教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が55歳に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第3号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介

護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他病院事業管理者が定める者で負傷、疾病又は老齢により病院事業管理者が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（休職者の給与）

第21条 職員が休職にされたときは、病院事業管理者が定めるところにより、給与を支給することができる。

（専従休職者の給与）

第22条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（育児休業の承認を受けた職員の給与）

第23条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第24条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第25条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項の配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（特定の職員についての適用除外）

第26条 管理監督職員については、第11条から第13条までの規定は、適用しない。

2 定年前再任用短時間勤務職員等については、第5条、第6条及び第8条の規定は、適用しない。

3 特定期付職員については、第4条から第6条まで、第8条、第11条から第13条まで及び第17条の規定は、適用しない。

4 常時勤務的会計年度任用職員については、第4条、第6条、第8条及び第15条から第17条まで（任期の定めが6月以上の常時勤務的会計年度任用職員にあっては、第16条を除く。）の規定は、適用しない。

(臨時の任用職員等の給与)

第27条 臨時の任用職員及び非常勤職員の給与については、職員の給与との権衡を考慮して支給する。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第 号）附則第3項若しくは第4項又は附則第8項若しくは第9項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、この条例の規定を適用する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、その職員の給与の種類及び基準を定めるため提案する。

茅ヶ崎市事務分掌条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市事務分掌条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市事務分掌条例（昭和41年茅ヶ崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

「総務部

- (1) 市議会の招集及び議案等に関する事項
- (2) 統計に関する事項
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- (4) 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事項
- (5) 地域自治及び市民協働に関する事項
- (6) 文書及び法務に関する事項
- (7) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項

企画部

- (1) 市政の総合企画、調整及び促進に関する事項
- (2) 行政組織及び事務合理化に関する事項
- (3) 秘書及び広報に関する事項
- (4) 広域行政に関する事項
- (5) 情報化に関する事項

第1条中

を

財務部

- (1) 財政に関する事項
- (2) 貢産管理及び公共用地の取得に関する事項
- (3) 公共施設の再編に関する事項
- (4) 契約に関する事項
- (5) 工事の検査に関する事項
- (6) 市税に関する事項

市民安全部

- (1) 防災に関する事項
- (2) 危機管理に関する事項
- (3) 防犯及び交通安全に関する事項
- (4) 広聴及び市民相談に関する事項

」

「経営総務部

- (1) 市議会の招集及び議案等に関する事項
- (2) 統計に関する事項
- (3) 情報公開及び個人情報保護に関する事項
- (4) 職員の人事、研修及び福利厚生に関する事項
- (5) 文書及び法務に関する事項
- (6) 財政に関する事項
- (7) 財産管理及び公共用地の取得に関する事項
- (8) 公共施設の再編に関する事項
- (9) 契約に関する事項
- (10) 工事の検査に関する事項

企画政策部

- (1) 秘書に関する事項
- (2) 市政の総合企画、調整及び促進に関する事項 に改め、同条経済部の項中第5
- (3) 広域行政に関する事項
- (4) 行政組織及び事務合理化に関する事項
- (5) 広報に関する事項
- (6) 情報化に関する事項

くらし安心部

- (1) 地域自治及び市民協働に関する事項
- (2) 防災に関する事項
- (3) 危機管理に関する事項
- (4) 防犯及び交通安全に関する事項
- (5) 広聴及び市民相談に関する事項

市民部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- (2) 市税に関する事項

」

号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 労政に関する事項

第1条中「文化生涯学習部」を「文化スポーツ部」に改め、病院の項を削る。

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

〔

別表市長の項中	茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会	保育所を設置しようとする者又は小規模保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。）を行おうとする者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5人以内
	茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会	放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行おうとする者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申すること。	5人以内

〕

〔

茅ヶ崎市保育所設置者等選定委員会	保育所を設置しようとする者又は小規模保育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。）を行おうとする者の選定に関する事項につき市長の諮問に応じて調	5人以内	に改め、同表教育委員
------------------	--	------	------------

	査審議し、その結果を答申すること。	
--	-------------------	--

「

茅ヶ崎市文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第3項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	7人以内
--------------	---	------

」

「

茅ヶ崎市文化財保護審議会	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第3項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	7人以内
茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業者選定委員会	放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。）を行おうとする者の選定に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結	5人以内

に改める。

果を答申すること。

(茅ヶ崎市職員定数条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市職員定数条例（昭和24年茅ヶ崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「1, 154人」を「1, 151人」に、「225人」を「228人」に改める。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中放課後児童健全育成事業者選定委員会委員の項を削り、同表文化財保護審議会特別委員の項の次に次のように加える。

放課後児童健全育成事業者選定委員会委員	日額	10, 000円
---------------------	----	----------

(茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 茅ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年茅ヶ崎市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項並びに第11条第3項第9号及び第10号中「市長」を「教育委員会」に改める。

(茅ヶ崎市児童クラブ条例の一部改正)

第6条 茅ヶ崎市児童クラブ条例（平成13年茅ヶ崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「規則」を「教育委員会規則」に、「市長」を「教育委員会」に改める。

第5条から第9条まで、第13条及び第16条の規定中「市長」を「教育委員会」に改める。

第17条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に第6条の規定による改正前の茅ヶ崎市児童クラブ条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、改正後の茅ヶ崎市児童クラブ条例の相当規定

によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、組織マネジメントの強化を図り、複雑化する行政課題に適切に対応できる組織体制を確立するため提案する。

茅ヶ崎市附属機関設置条例等の一部を改正する等の条例

(茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審議会	情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項及び個人情報の保護に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	7人以内
茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会	茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）第10条第1項の規定による諾否の決定に対する審査請求若しくは同条例第24条第5項（同条例第25条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による助言の求め、茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の規定による決定に対する	5人以内
別表市長の項中		を

審査請求若しくは同条例
第48条第5項の規定に
による助言の求め又は茅ヶ
崎市公文書等管理条例
(令和2年茅ヶ崎市条例
第3号) 第16条各項の
決定に対する審査請求に
つき実施機関の諮問に応
じて調査審議し、その結
果を答申すること。

茅ヶ崎市情報公 開・個人情報保 護審議会	情報の公開に関する制度 の改善及び個人情報の適 正な取扱いの確保に関す る事項につき実施機関の 諮問に応じて調査審議 し、その結果を答申し、 又は建議するとともに、 特定個人情報保護評価に 関する規則（平成26年 特定個人情報保護委員会 規則第1号）第7条第4 項の規定により実施機関 の求めに応じて意見を述 べること。	7人以内 に改める。
----------------------------	---	---------------

(茅ヶ崎市公文書等管理条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市公文書等管理条例（令和2年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように
改正する。

第11条第3項中「照合する」を「容易に照合する」に改める。

第17条第1項中「起算して30日以内」を「29日以内」に改める。

第18条中「起算して60日以内」を「59日以内」に改める。

第24条中「から第21条まで」を削り、同条の表第17条第3項各号列記以外の部分の項中「審査会に」及び「(以下「諮問実施機関という。)」を削り、同表第19条第1項の項から第21条第3項の項までを削る。

(茅ヶ崎市情報公開条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第18条」に、「(第22条～第25条)」を「(第19条～第22条)」に、「(第26条～第30条)」を「(第23条～第26条)」に改める。

第10条第1項中「起算して15日以内」を「14日以内」に改め、同条第5項中「起算して45日以内」を「44日以内」に改める。

第17条第1項中「(以下「審査会」という。)」を削り、同条第3項中「審査会に」及び「(以下「諮問実施機関」という。)」を削る。

第19条から第21条までを削る。

第4章中第22条を第19条とし、第23条から第25条までを3条ずつ繰り上げる。

第5章中第26条を第23条とし、第27条を第24条とし、第28条を次のように改め、同条を第25条とする。

(運用状況の公表)

第25条 市長は、毎年度、実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

第29条を第26条とする。

(茅ヶ崎市行政不服審査条例の一部改正)

第4条 茅ヶ崎市行政不服審査条例（平成28年茅ヶ崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び法第81条第1項の機関」を「並びに法第81条第1項の規定に基づき設置する茅ヶ崎市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条第4項中「第9条及び第10条」を「第8条及び第9条」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条各号列記以外の部分中「法第81条第3項」の前に「審査会が行う」を加え、同条を第13条とする。

第15条第1項中「法第81条第3項」の前に「審査会に係る」を加え、同条第2項中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」

に改め、同条を第14条とする。

第16条中「法第81条第3項」の前に「審査会から」を加え、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

別表中「第15条関係」を「第14条関係」に改める。

(茅ヶ崎市手数料条例の一部改正)

第5条 茅ヶ崎市手数料条例（平成12年茅ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

(茅ヶ崎市個人情報保護条例の廃止)

第6条 茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市附属機関設置条例に基づき設置された茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年茅ヶ崎市条例第 号。以下「審査会条例」という。）第5条の規定により、審査会条例に基づき設置された茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「新審査会」という。）の委員として委嘱された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、審査会条例第6条第1項本文の規定にかかわらず、令和6年9月30日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の会長である者又は会長の職務を代理する委員として指名された者は、それぞれ、施行日に、審査会条例第9条第1項又は第3項の規定により、新審査会の会長として定められ、又は会長の職務を代理する委員として指名された者とみなす。

4 施行日前に旧審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは新審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧審査会がした調査審議の手続は新審査会がした調査審議の手続とみなす。

5 この条例の施行の際現に第6条の規定による廃止前の茅ヶ崎市個人情報保護条例（平成8年茅ヶ崎市条例第10号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第7条第1項の規定により備えられている個人情報取扱事務登録簿は、個人情報の保護に関する法律施行

条例（令和4年茅ヶ崎市条例第 号）第3条第1項の規定により作成された個人情報取扱事務登録票とみなす。

6 施行日前に旧個人情報保護条例第17条、第27条又は第34条の規定による請求（次項において「旧個人情報保護条例による請求」という。）がされた場合における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

7 施行日前にされた旧個人情報保護条例第21条第1項、第31条第1項若しくは第38条第1項の規定による決定又は旧個人情報保護条例による請求に係る不作為に係る審査請求については、なお従前の例による。この場合において、旧個人情報保護条例第41条第1項各号列記以外の部分中「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」とあるのは、「茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年茅ヶ崎市条例第 号）に基づき設置された茅ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」と読み替えるものとする。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、茅ヶ崎市個人情報保護条例を廃止するほか、関係条例の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「) 第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。) 第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書及び同条各号を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「ときは、その職員」を「ときは、同条の規定にかかるわらず、当該職員」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条、第8条及び第9条において同じ。）を占めている職員については、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる欠員」を「より生ずる欠員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由がある」を「あると認める」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期

限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第6条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第13条とし、同条の前に次の7条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)第11条第1項及び茅ヶ崎市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(令和4年茅ヶ崎市条例第 号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員が占める職(保健所に勤務する医師並びに病院に勤務する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この条、次条及び第11条において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

附則に次の見出し及び3項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

- 4 前項の規定は、茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第号）第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第3条各号に掲げる職員に相当する職員その他これに類する職員として規則で定める職員については、適用しない。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 5 任命権者は、当分の間、職員（臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において

「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。) (情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度))において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成21年茅ヶ崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第8項まで」を「第9項まで」に改める。

第10条第1項中「第8項まで」を「第9項まで」に改め、同条第2項の表第17条第2項第2号の項及び第20条第3項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第33条の項を削り、同条第3項の表中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年茅ヶ崎市条例第3号)第12条」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

(茅ヶ崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 茅ヶ崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年茅ヶ崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用されている職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された異動期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(茅ヶ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 茅ヶ崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年茅ヶ崎市条例

第2号) の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(茅ヶ崎市職員分限条例の一部改正)

第5条 茅ヶ崎市職員分限条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の意に反する休職及び降給の事由、職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続及び効果並びに職員の失職の例外」を「職員の分限」に改める。

第9条を第11条とする。

第8条第2項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「第4条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、前条第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第4条を第5条とする。

第3条の見出しを「(降格の事由)」に改め、同条中「職員が、」を「任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、職員が」に、「その意に反して、これを降給」を「当該職員の意に反して、当該職員を降格」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び法第28条の2第1項に規定する降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。）とする。

附則を附則第1項とし、附則に次の2項を加える。

2 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）附則第7項の規定による降給とする」とする。

3 第5条第2項の規定は、茅ヶ崎市職員給与条例附則第7項の規定による降給の場合

には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨を記載した書面を交付するものとする。

(茅ヶ崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 茅ヶ崎市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「の期間において、」を「の期間、その発令の日に受ける」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第3号）第12条」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第14条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(茅ヶ崎市職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正)

第8条 次に掲げる条例の規定中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(1) 茅ヶ崎市職員の修学部分休業に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第39号）第3条第2項

(2) 茅ヶ崎市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成28年茅ヶ崎市条例第40号）第3条第2項

(3) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）第16条

(茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年茅ヶ崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員第12条に次の1号を加える。

(3) 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員第19条の表中「第7条第9項」を「第7条第10項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条の表中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第3号）第12条」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第24条の表第17条第2項第2号の項及び第20条第3項ただし書の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第31条第2項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第33条の項を削る。

第25条の表中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第3号）第12条」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

第26条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第27条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正）

第10条 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第9項を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、同項の前に次の1項を加える。

6 前2項の規定にかかわらず、60歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、前項の規則で定める職員及び法律により任期を定めて任用される職員を除き、当該60歳を超える職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、第3項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績

に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第7条に次の1項を加える。

10 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第3号）第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第17条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「場合は」「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を削り、「場合は」「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」「場合には」に改める。

第27条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条第2項中「第12条」を「第7条（第10項を除く。）、第12条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第4項中「以下」の次に「この項において」を加え、「同年4月1日以後に再任用職員となったもの」を「附則第7項の規定の適用を受ける職員及び定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（職員の定年の引上げに伴う措置）

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額

に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務に服することを要しない職員
- (2) 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第1号）第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第3条各号に掲げる職員に相当する職員
- (3) 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (4) 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定に

よる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 2 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

1 3 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1の1の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基 月
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	3

準給料 額	基準給料 月額
56,800	389,900

別表第1の2の表中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時 間勤 務職 員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700

別表第3の2の表中

技能労務統括主査の職務

を

- 1 技能労務統括主査の職務
- 2 技能労務上級主査の職務

に改める。

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第11条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年茅ヶ崎市条例第3号）第12条」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削る。

(茅ヶ崎市職員退職手当条例の一部改正)

第12条 茅ヶ崎市職員退職手当条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第7条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第8条第1項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同

項」に改める。

第10条中「15年」を「20年」に改める。

第16条第1項中「除く。以下」を「除く。第18条第4項において」に改め、「(以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第22条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第28条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第29条第1項中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第31条第1項中「この条」を「この項から第6項まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則第3項から附則第10項までを削る。

附則第11項中「第10条まで」の次に「及び附則第9項から第17項まで」を加え、「附則第11項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第12項中「第9条」の次に「及び附則第12項」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第14項中「第8条」の次に「又は附則第10項」を加え、「附則第11項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第15項を附則第7項とし、附則第16項を附則第8項とする。

附則に次の9項を加える。

9 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第6条の規定の適用については、同条第

1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第10項」とする。

1 1 前2項の規定は、茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年茅ヶ崎市条例第1号）第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第3条各号に掲げる職員に相当する職員その他これに類する職員として規則で定める職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。

1 2 茅ヶ崎市職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1 3 当分の間、第7条第1項第4号並びに第8条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第10条及び第15条の規定の適用については、第10条本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第11項に規定する職員以外の者にあっては60歳とし、同項に規定する職員にあっては65歳とする。）に達する日」と、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第11項に規定する職員以外の者にあっては60歳とし、同項に規定する職員にあっては65歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

1 4 当分の間、第7条第1項第4号並びに第8条第1項第3号、第6号及び第7号に掲げる者に対する第10条及び第15条の規定の適用については、第10条本文中「6月」とあるのは「0月」と、同条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

1 5 当分の間、第7条第1項第4号及び第8条第1項（第1号及び第5号を除く。）に規定する者に対する第10条及び第22条の規定の適用については、第10条の表以外の部分及び第22条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とし、第10条本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第22条第1項第1号中「定年」とあるのは「60歳（附則第11項に規定する職員にあっては、65歳）」とする。

1 6 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳（附則第11項に規定する職員にあっては、65歳）に達する日前に退職したときにおける第10条

及び第15条の規定の適用については、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「60歳（附則第11項に規定する職員にあっては、65歳）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

17 当分の間、第8条第1項第2号及び第4号に掲げる者が、60歳（附則第11項に規定する職員にあっては、65歳）に達した日以後に退職したときにおける第10条及び第15条の規定の適用については、第10条の表第7条第1項及び第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第15条の表第13条の項、第14条第1号の項及び第14条第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（茅ヶ崎市職員再任用条例の廃止）

第13条 茅ヶ崎市職員再任用条例（平成13年茅ヶ崎市条例第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第19項の規定は公布の日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

2 任命権者は、基準日（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年（以下「新条例定年」という。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における第1条の規定による改正前の茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年（以下「旧条例定年」という。）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置

された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

3 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(附則第4項、第5項、第8項及び第9項において「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は附則第8項若しくは第9項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがある者

4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した

者

- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 5 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 6 暫定再任用職員（附則第3項若しくは第4項又は附則第8項若しくは第9項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 7 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 8 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 9 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第4項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの

間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第18項において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 0 前2項の場合においては、附則第5項から附則第7項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

1 1 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

1 2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

1 3 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

（1）施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

（2）施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

1 4 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

1 5 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第2項から附則第10項までの規定が適用される間における毎年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第17項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の

前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

1 6 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

1 7 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第15項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

1 8 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

1 9 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

2 0 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の茅ヶ崎

市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項、第3条、第4条及び第14条の規定を適用する。

(茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

2 1 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例第26条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条及び同条例第27条の規定を適用する。

(茅ヶ崎市職員給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

2 2 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第10条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員給与条例（附則第24項から附則第26項までにおいて「新給与条例」という。）第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第6条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第5条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第7条第10項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第17条第2項並びに第20条第2項及び第3項の規定を適用する。

2 6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第27条第3項、第30条第2項、第31条第2項及び附則第4項の規定を適用する。

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

27 暫定再任用短時間勤務職員は、第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員とみなして第11条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例第19条の規定を適用する。

(茅ヶ崎市職員退職手当条例における暫定再任用職員に関する経過措置)

28 暫定再任用職員に対する第12条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年茅ヶ崎市条例第 号)附則第3項若しくは第4項又は附則第8項若しくは第9項の規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任等を行い、及び定年前再任用短時間勤務職員を任用するため必要な事項を定める等のため提案する。

茅ヶ崎市職員退職手当条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市職員退職手当条例（昭和31年茅ヶ崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の次に「第24条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数（茅ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年茅ヶ崎市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第24条第2項において「職員みなし日数」という。」を加える。

第24条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附則第16項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

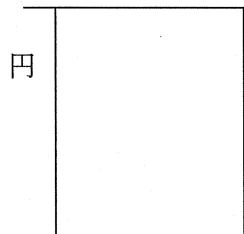
提案理由

本案は、雇用保険法の改正に伴い失業者の退職手当の支給期間に係る特例を定めるとともに、国家公務員に準じて非常勤職員の退職手当の支給要件を緩和するため提案する。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市手数料条例（平成 12 年茅ヶ崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 70 の項中「登録」の次に「(動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 39 条の 7 第 2 項の規定により狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定に基づく犬の登録の申請があったものとみなしてする登録を除く。)」を加え、同表 114 の項中「(昭和 48 年法律第 105 号)」を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

114 の 2 動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 7 第 6 項の規定に基づく犬の鑑札の交付	1,600
--	-------



附 則

この条例は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

令和 4 年 11 月 29 日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきマイクロチップ登録情報の通知を受けることにより狂犬病予防法の規定による犬の登録に必要な情報を収集することができるところから、マイクロチップが装着されている犬の登録に係る事務の手数料を徴収しないこととする等のため提案する。

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年茅ヶ崎市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「規則で」を「病院事業管理者が別に」に改め、同条を第 15 条とする。

第 12 条中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条を第 14 条とし、第 11 条を第 13 条とし、第 10 条を第 12 条とする。

第 9 条中「地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第 11 条とする。

第 8 条ただし書中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条を第 10 条とする。

第 7 条中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条ただし書中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条を第 8 条とする。

第 5 条中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条第 2 項中「別表第 1」を「別表第 2」に、「別表第 2」を「別表第 3」に改め、同条第 4 項ただし書中「市長」を「病院事業管理者」に改め、同条を第 6 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（組織）

第 5 条 病院事業の管理者の職名は、病院事業管理者とする。

2 法第 14 条の規定に基づき、病院事業管理者の権限に属する事務を処理させるため、茅ヶ崎市立病院を置く。

3 病院事業管理者の附属機関として、別表第 1 に掲げるものを置く。

第 3 条を第 4 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（法の適用）

第 3 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 1 条第 1 項の規定に基づき、病院事業に法第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を除く法の規定を令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附則第 2 項中「第 3 条」を「第 11 条」に改める。

別表第 2 中「（第 4 条関係）」を「（第 6 条関係）」に改め、同表を別表第 3 とする。

別表第 1 中「（第 4 条関係）」を「（第 6 条関係）」に、「市長」を「病院事業管理者」に改め、同表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第1（第5条関係）

附属機関	設置目的	委員の数
茅ヶ崎市病院事業経営審議会	茅ヶ崎市病院事業の経営に関する事項につき病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	10人以内
茅ヶ崎市立病院地域医療支援委員会	茅ヶ崎市立病院が地域における医療の確保のために行う支援に関する事項につき病院事業管理者の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15人以内

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定（「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前に改正前の茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の規定によりされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の茅ヶ崎市病院事業の設置等に関する条例の相当規定によりされた申請、処分その他の行為とみなす。
- 茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中「及び教育長」を「、教育長及び病院事業管理者」に、

茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第1	11人以内
----------------	------------------------	-------

会	3条第2項に規定する自殺対策についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	
茅ヶ崎市立病院 経営審議会	茅ヶ崎市立病院の経営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	10人以内 を
茅ヶ崎市立病院 地域医療支援委員会	茅ヶ崎市立病院が地域における医療の確保のために行う支援に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議すること。	15人以内

「 茅ヶ崎市自殺対策計画推進委員会	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する自殺対策についての計画の策定及び変更並びに当該計画に基づく施策の推進に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、	11人以内 に改める。
----------------------	---	----------------

又は建議すること。

令和4年1月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤光

提案理由

本案は、病院事業の経営形態を見直し、地方公営企業法の規定の全部を適用することにより、病院事業の経営をより自立的なものとするため提案する。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 浜園橋橋りょう整備工事（上部工）
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 363,000,000円
- 4 竣工期限 令和6年7月26日
- 5 契約の相手方 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目2番3号
宇野重工株式会社 神奈川営業所
所長 景山 明

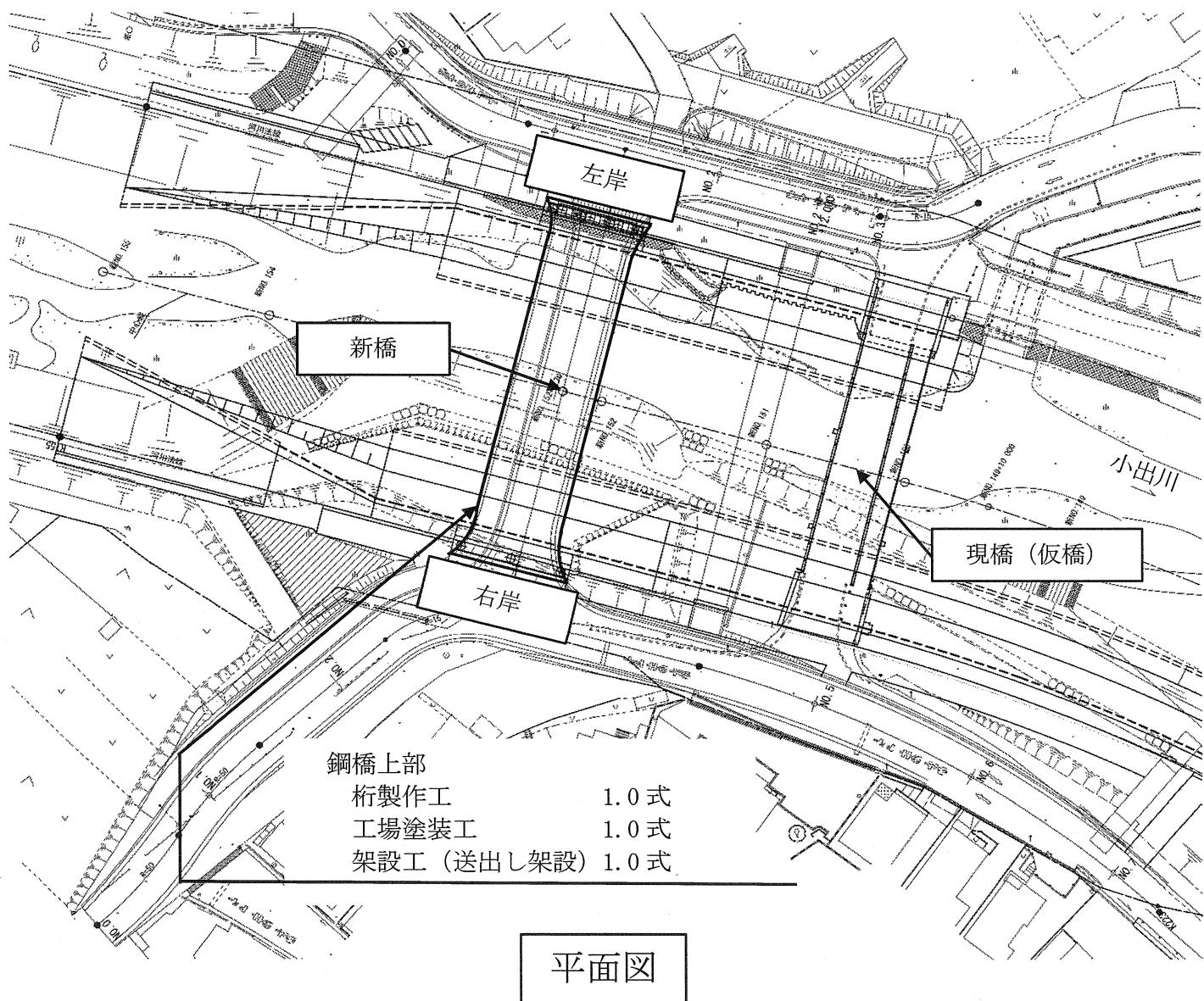
提案理由

本案は、浜園橋橋りょう整備工事（上部工）の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：浜園橋橋りょう整備工事（上部工）



案内図



工事名称

浜園橋橋りょう整備工事（上部工）

工事概要

橋長 L=42.200m

幅員 W=11.171m ([左岸] A1 支点部)、W=12.623m ([右岸] A2 支点部)

鋼橋上部

桁製作工 1.0式

工場塗装工 1.0式

架設工 (送出し架設) 1.0式

工事請負契約の変更について

浜園橋橋りょう整備工事（下部工）の請負契約の一部を次のように変更する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

契 約 金 額	変更前 253,000,000円
	変更後 271,618,600円

提案理由

本案は、浜園橋橋りょう整備工事（下部工）の請負契約について、既設橋台を撤去するため解体を行う予定であったが、当初計画していた解体方法に変更が生じたこと等により、令和4年度分の契約金額の増額のため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 茅ヶ崎市民文化会館 |
| 2 施設の種類 | 市民文化会館 |
| 3 指定管理者の名称 | 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目11番1号
公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団
理事長 稲 岡 輝 雄 |
| 4 指定の期間 | 令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市民文化会館の指定管理者に公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

- | | |
|------------|---|
| 1 施設の名称 | 茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール
茅ヶ崎市営殿山水泳プール |
| 2 施設の種類 | 水泳プール |
| 3 指定管理者の名称 | 神奈川県茅ヶ崎市松浪一丁目8番14号
松浪ビル2階
ハヤシグループ
代表構成団体 株式会社ハヤシ
代表取締役 林 正洋 |
| 4 指定の期間 | 令和5年4月1日から
令和10年3月31日まで |

提案理由

本案は、茅ヶ崎市営浜須賀水泳プール及び茅ヶ崎市営殿山水泳プールの指定管理者にハヤシグループを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年11月29日提出

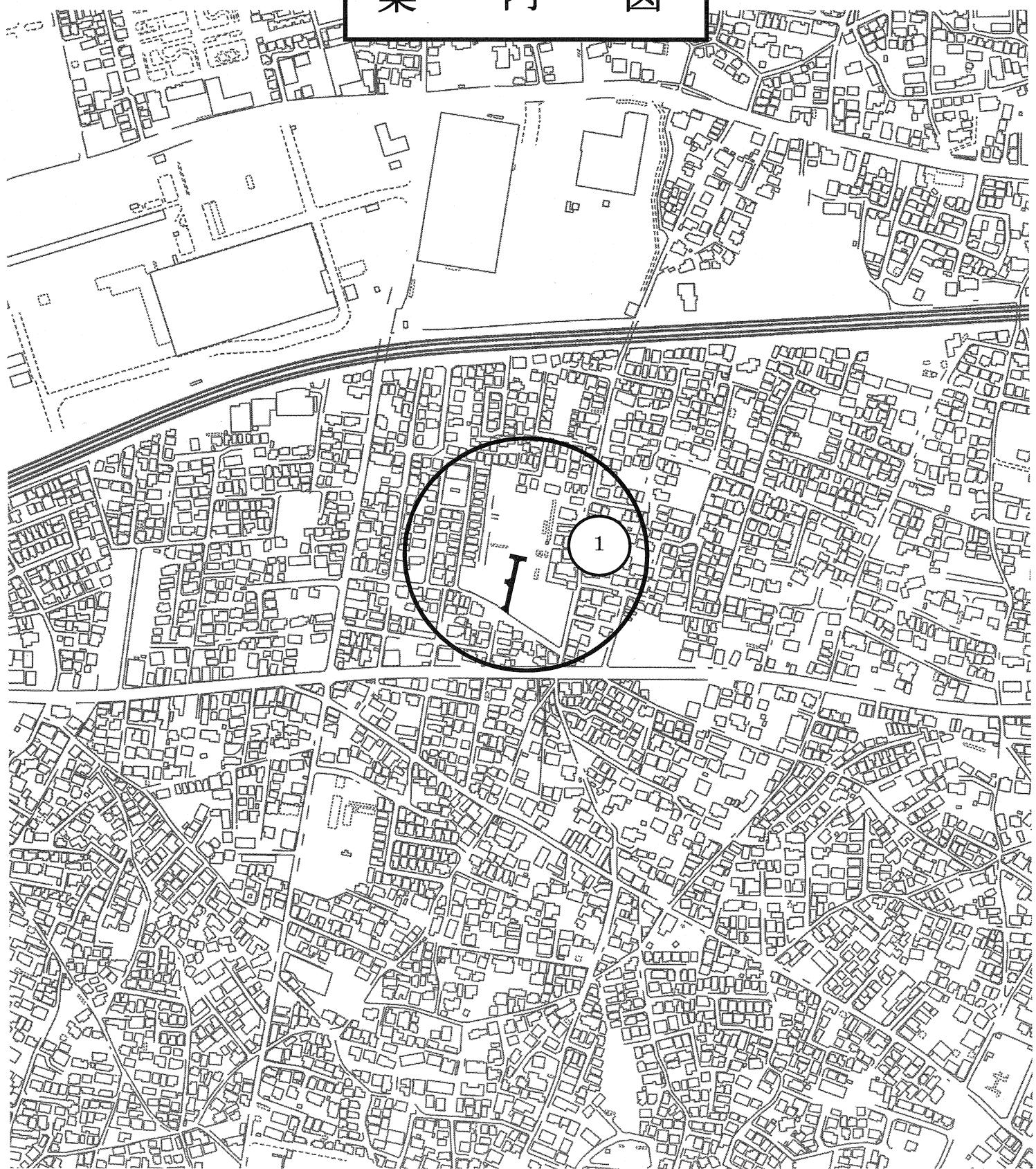
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

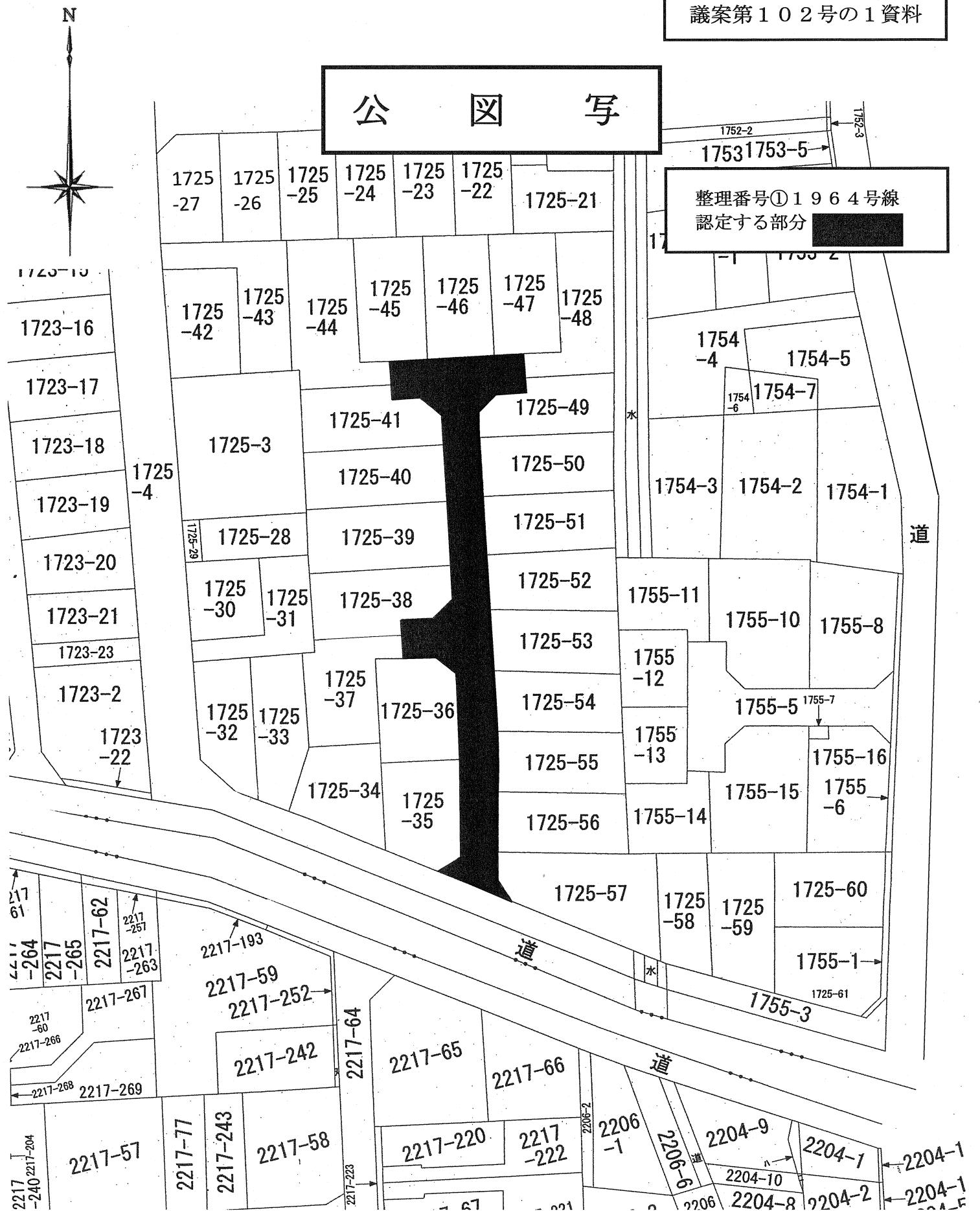
整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	1964号線	ひばりが丘 1725番57地先	ひばりが丘 1725番41地先	m 79.27	4.50 m 4.51

提案理由

本案は、大和ハウス工業株式会社が築造し、令和4年8月3日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図





市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年11月29日提出

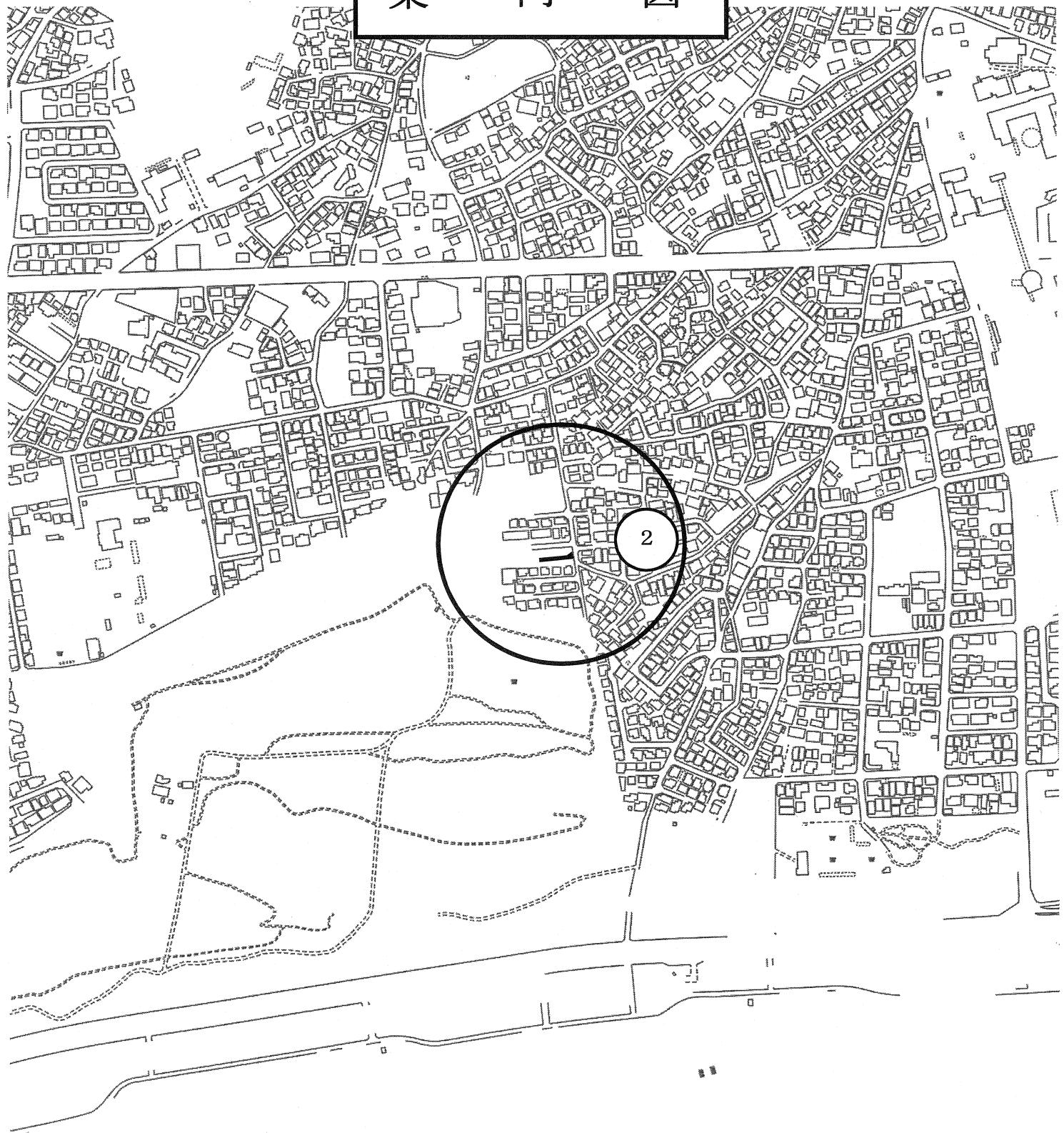
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

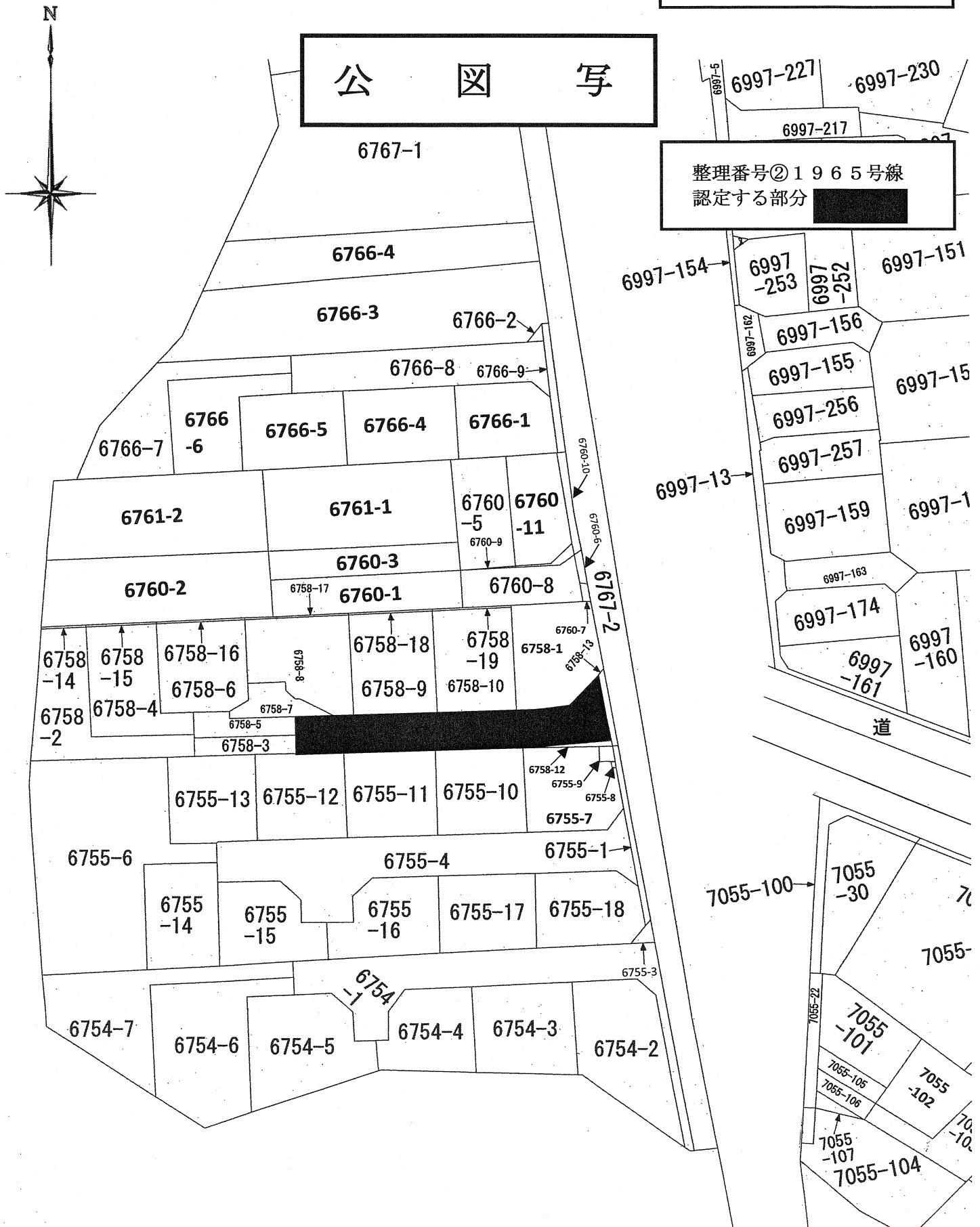
整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	1965号線	浜 須 賀 6 7 5 8 番 1 地先	浜 須 賀 6 7 5 5 番 1 2 地先	m 34.80	4.20 m 4.21

提案理由

本案は、株式会社ハートフルステージが築造し、令和4年8月31日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図





市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年11月29日提出

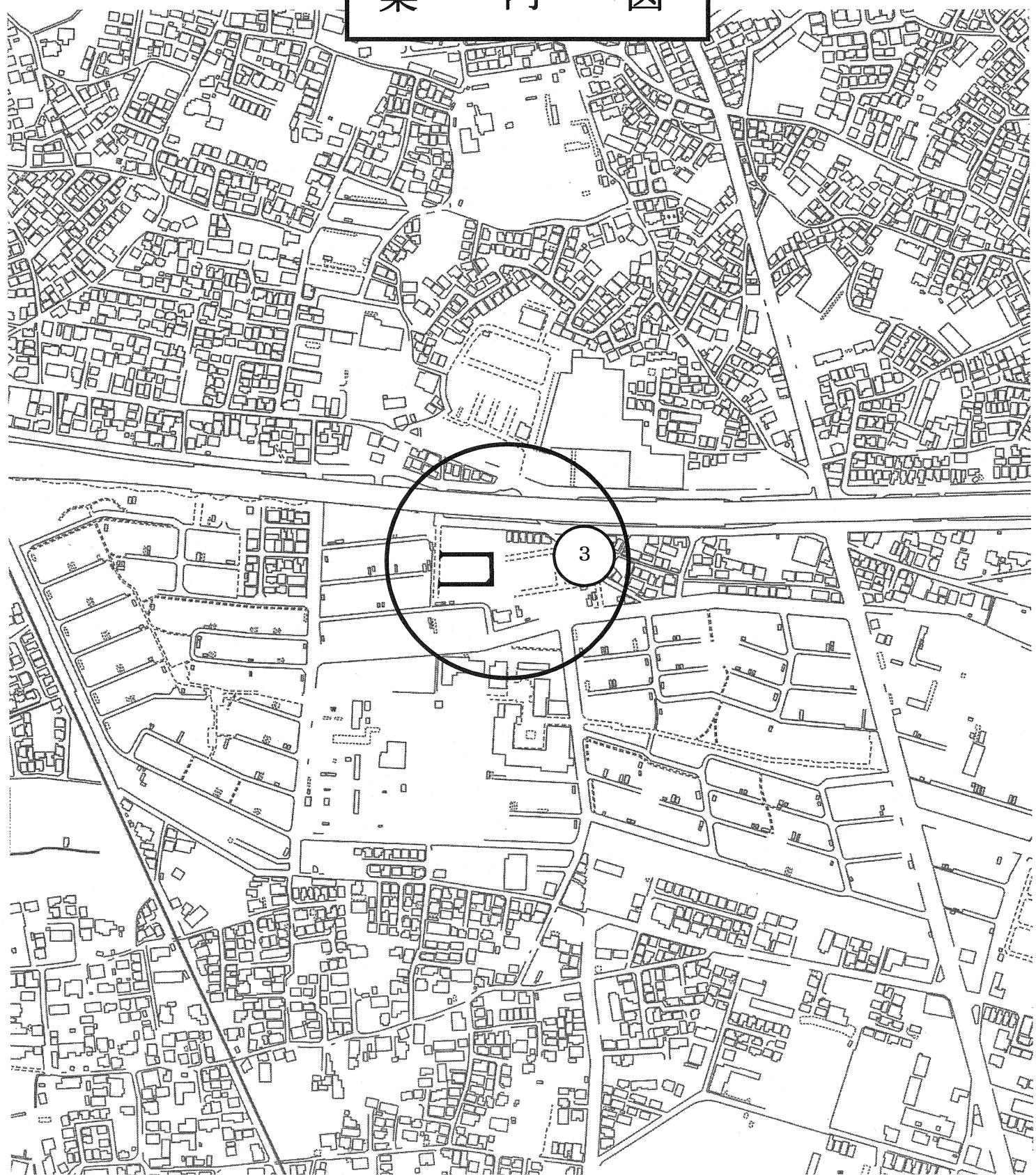
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

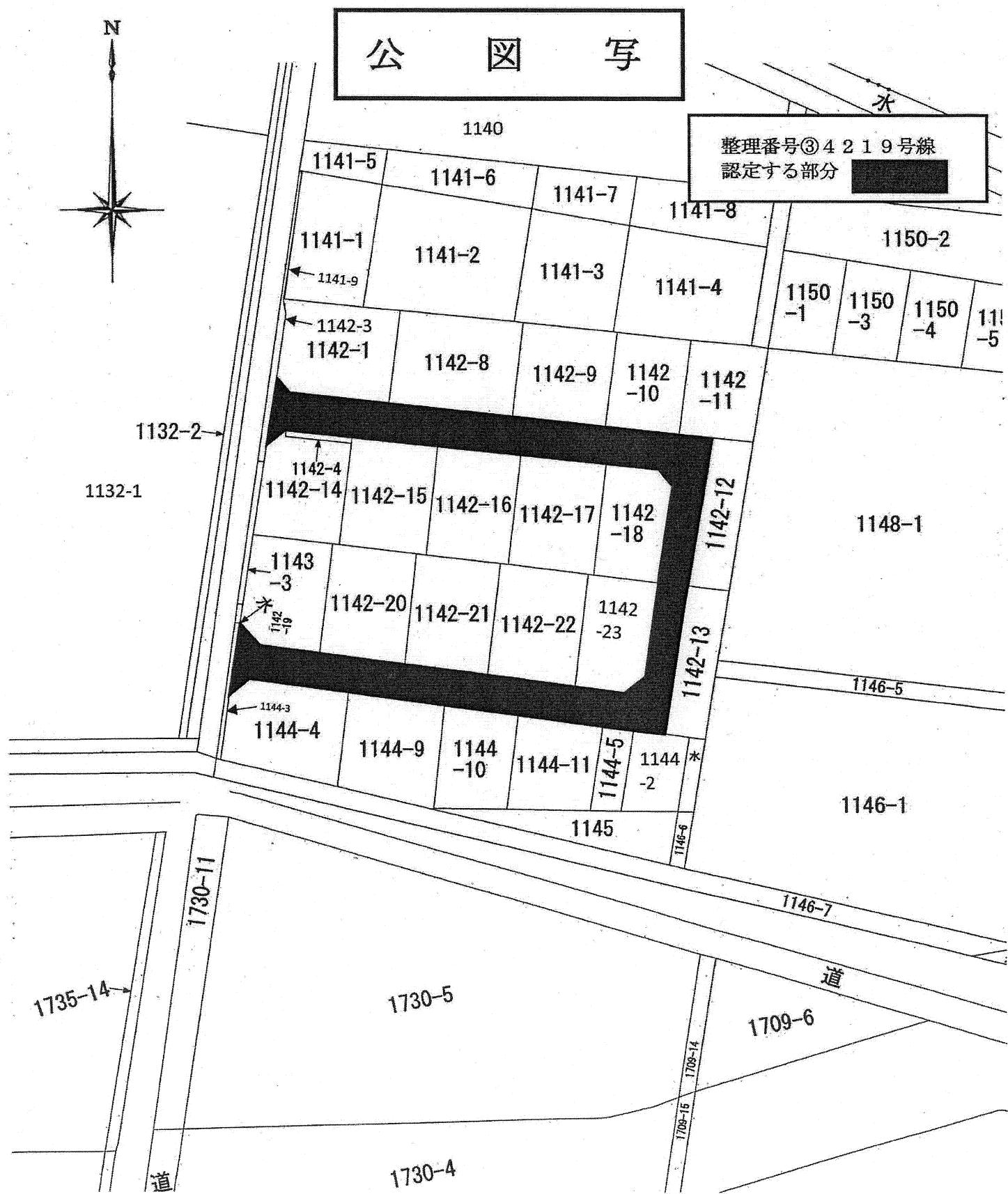
整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	4219号線	鶴が台 1142番14地先	鶴が台 1144番4地先	m 125.03	4.50 m 4.51

提案理由

本案は、株式会社東栄住宅が築造し、令和4年7月13日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図





市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年11月29日提出

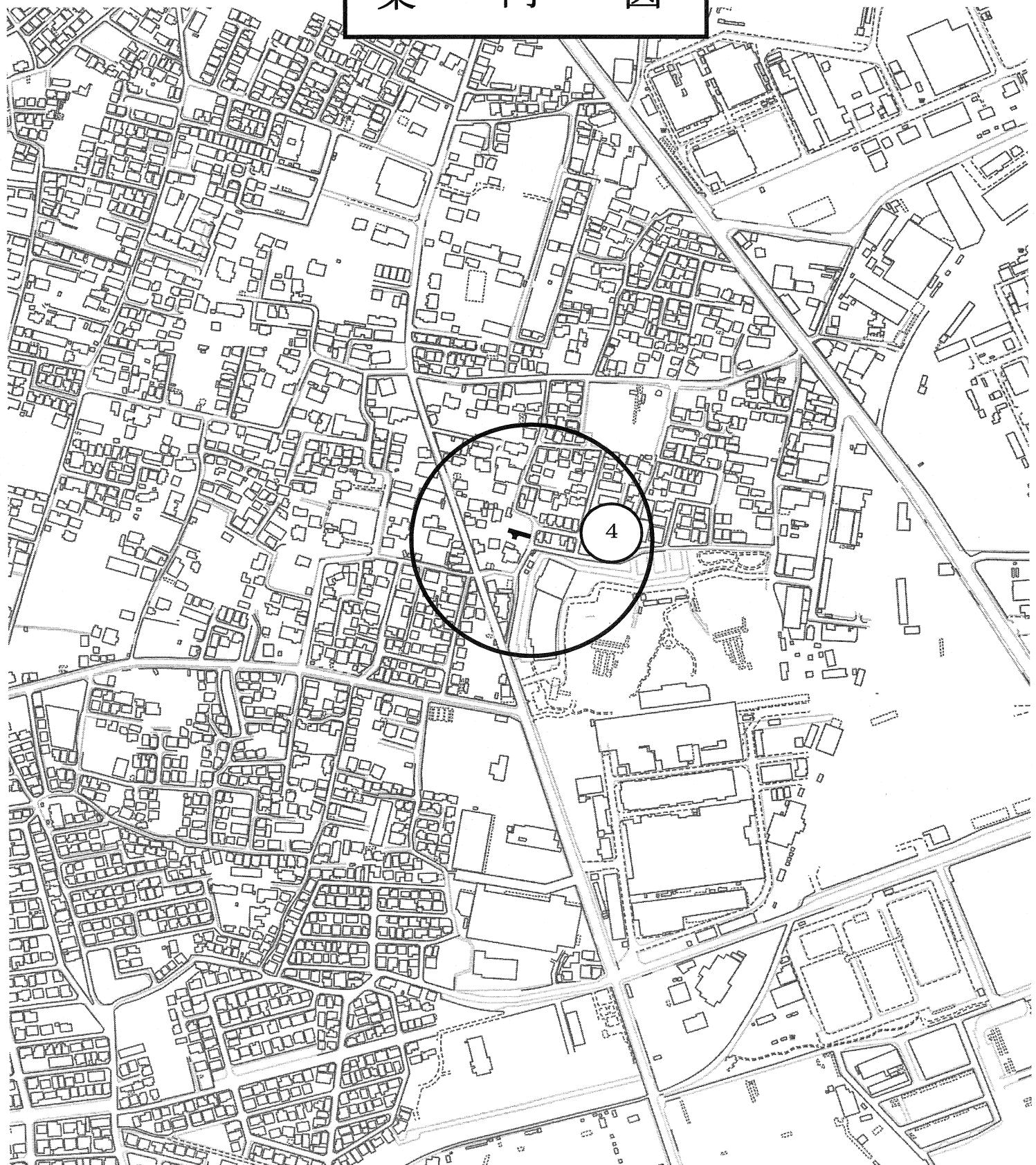
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

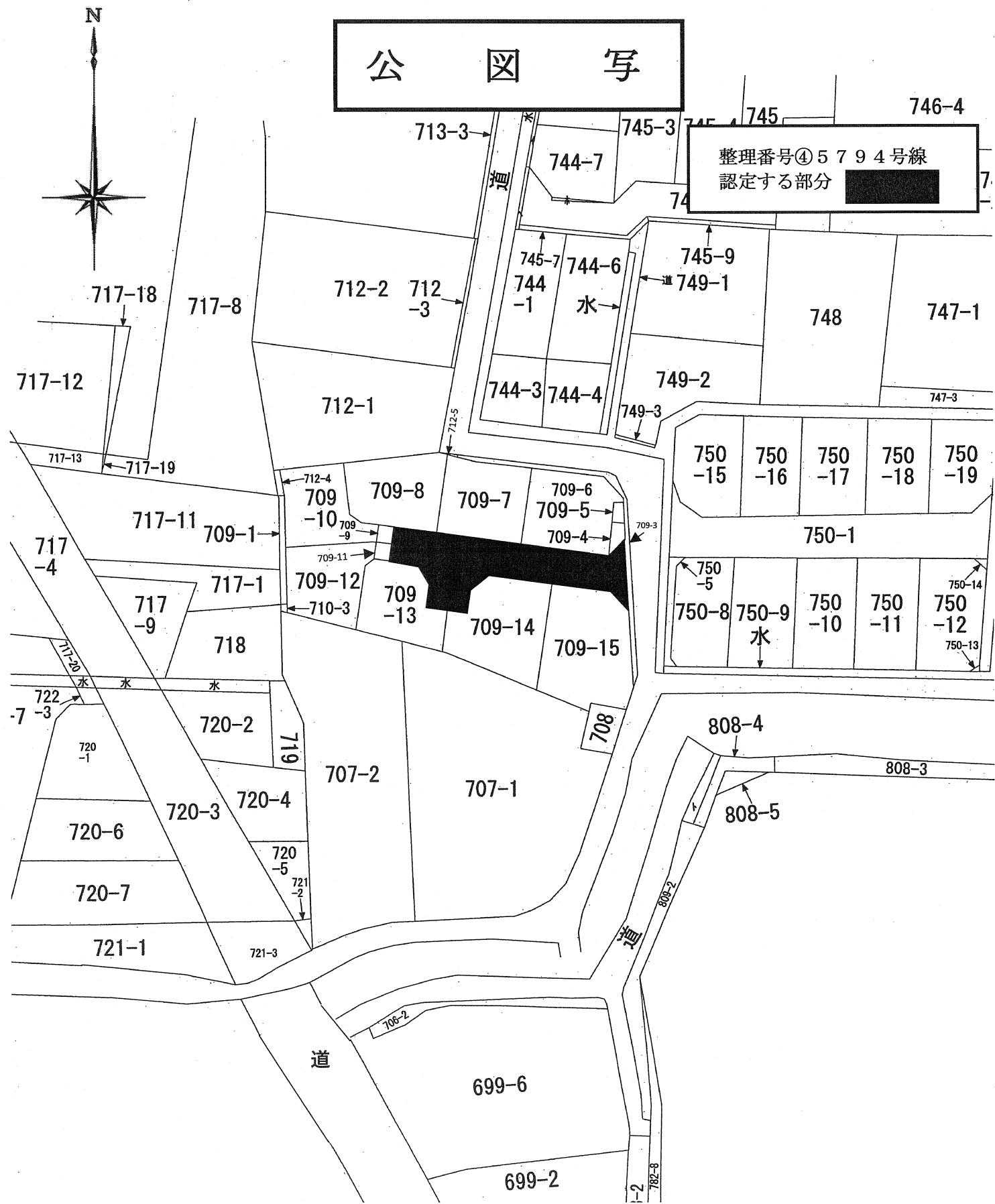
整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	5794号線	矢畑字鐘ヶ谷 709番4地先	矢畑字鐘ヶ谷 709番13地先	m 31.54	m 4.51

提案理由

本案は、株式会社ティーズエステートが築造し、令和4年8月18日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図





市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年11月29日提出

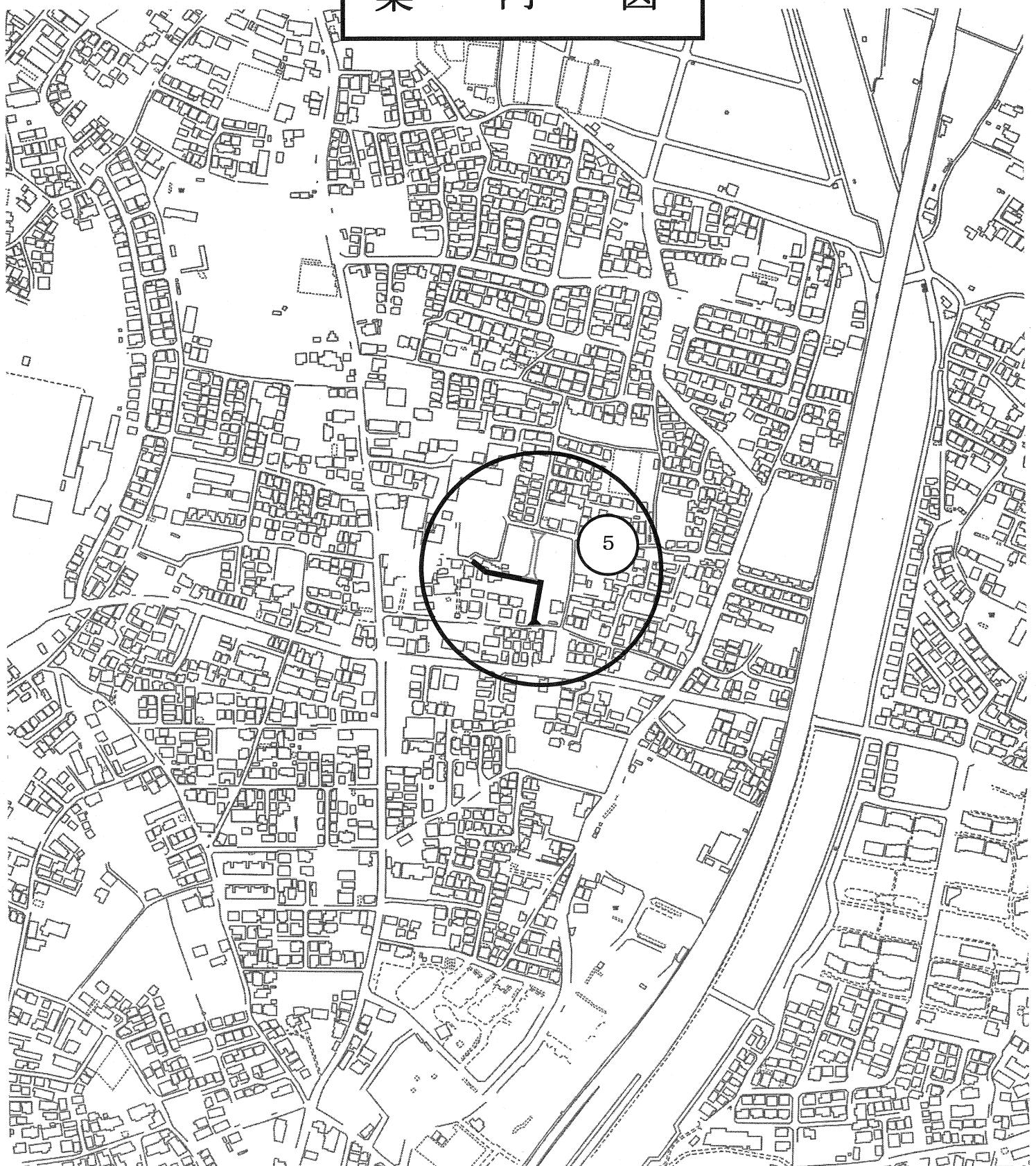
茅ヶ崎市長 佐藤 光

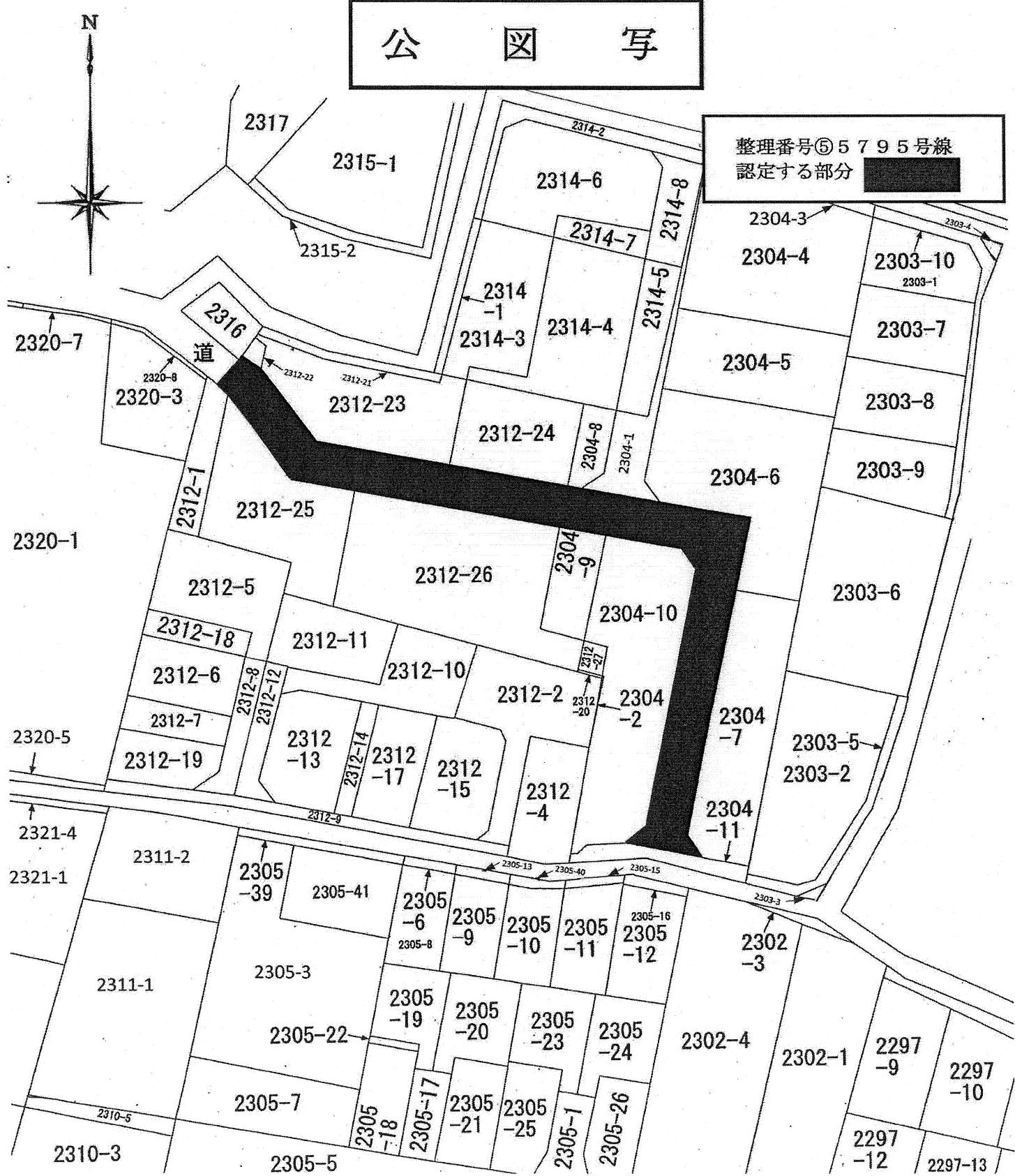
整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	5795号線	萩園字辻東 2304番7地先	萩園字辻東 2312番1地先	m 103.68	4.51 m ~ 4.69

提案理由

本案は、株式会社東栄住宅が築造し、令和4年9月27日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図





市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年11月29日提出

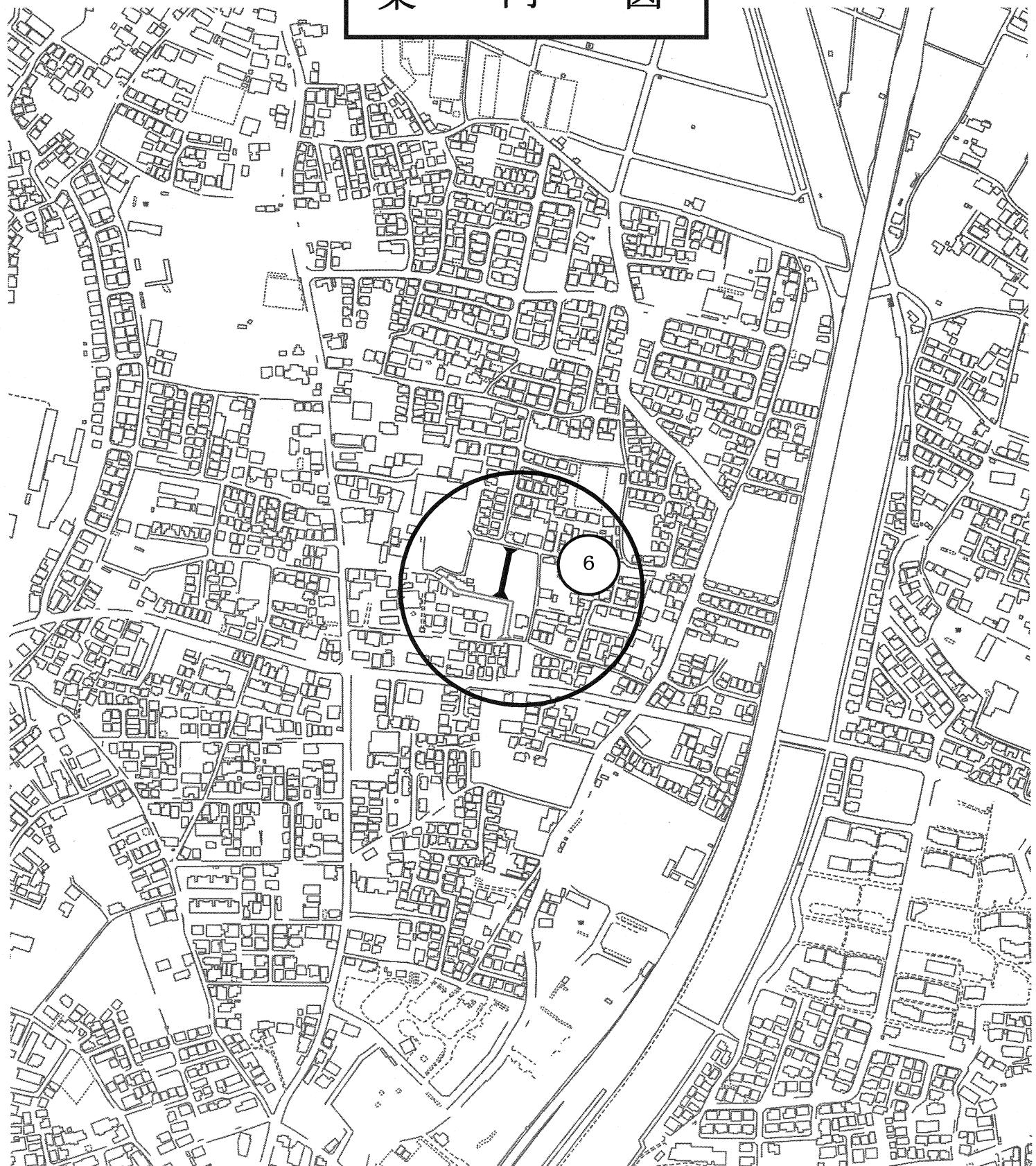
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

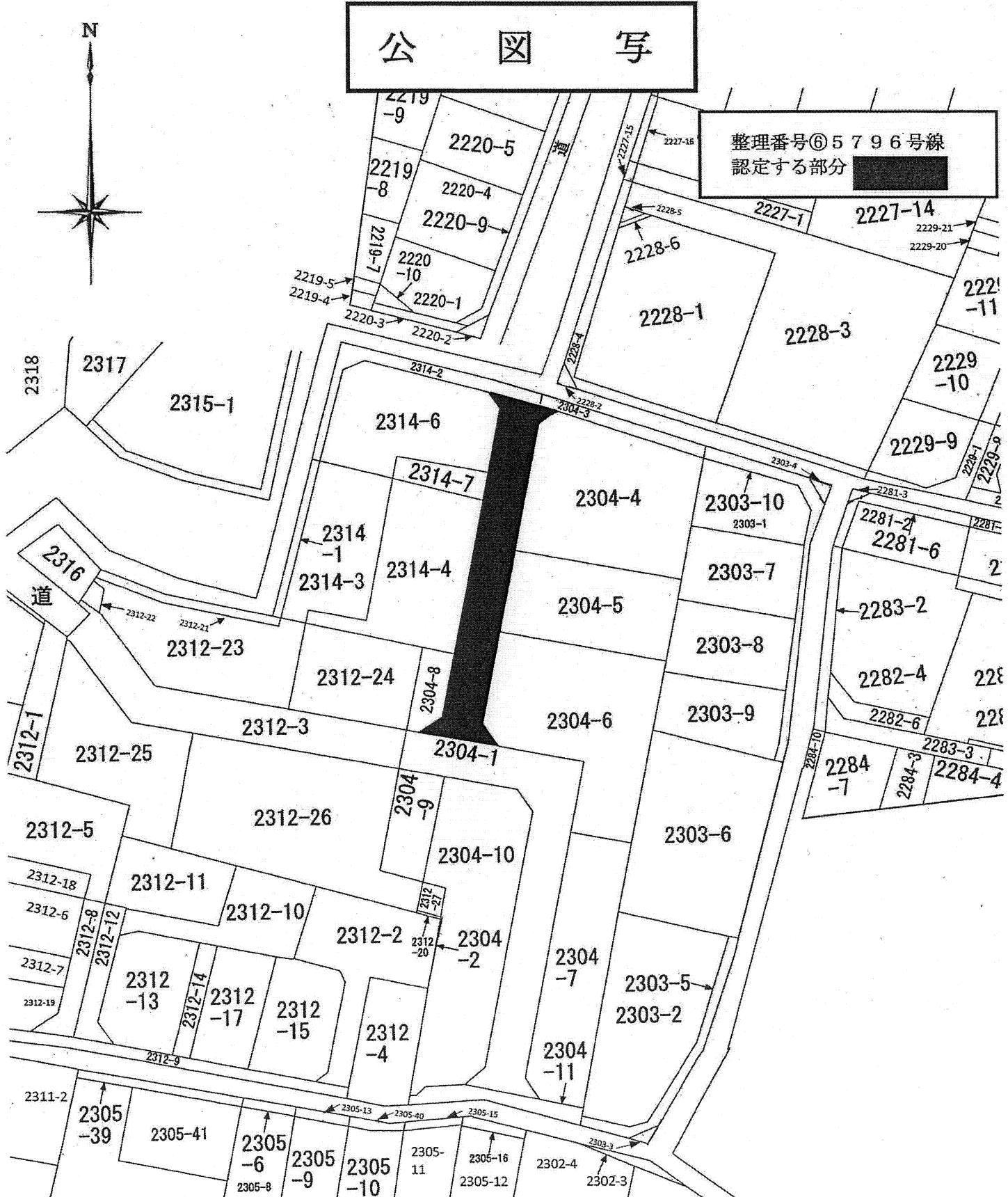
整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	5796号線	萩園字辻東 2304番6地先	萩園字辻東 2314番6地先	m 43.40	4.51 m ~ 4.52

提案理由

本案は、株式会社東栄住宅が築造し、令和4年9月27日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図





市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和4年11月29日提出

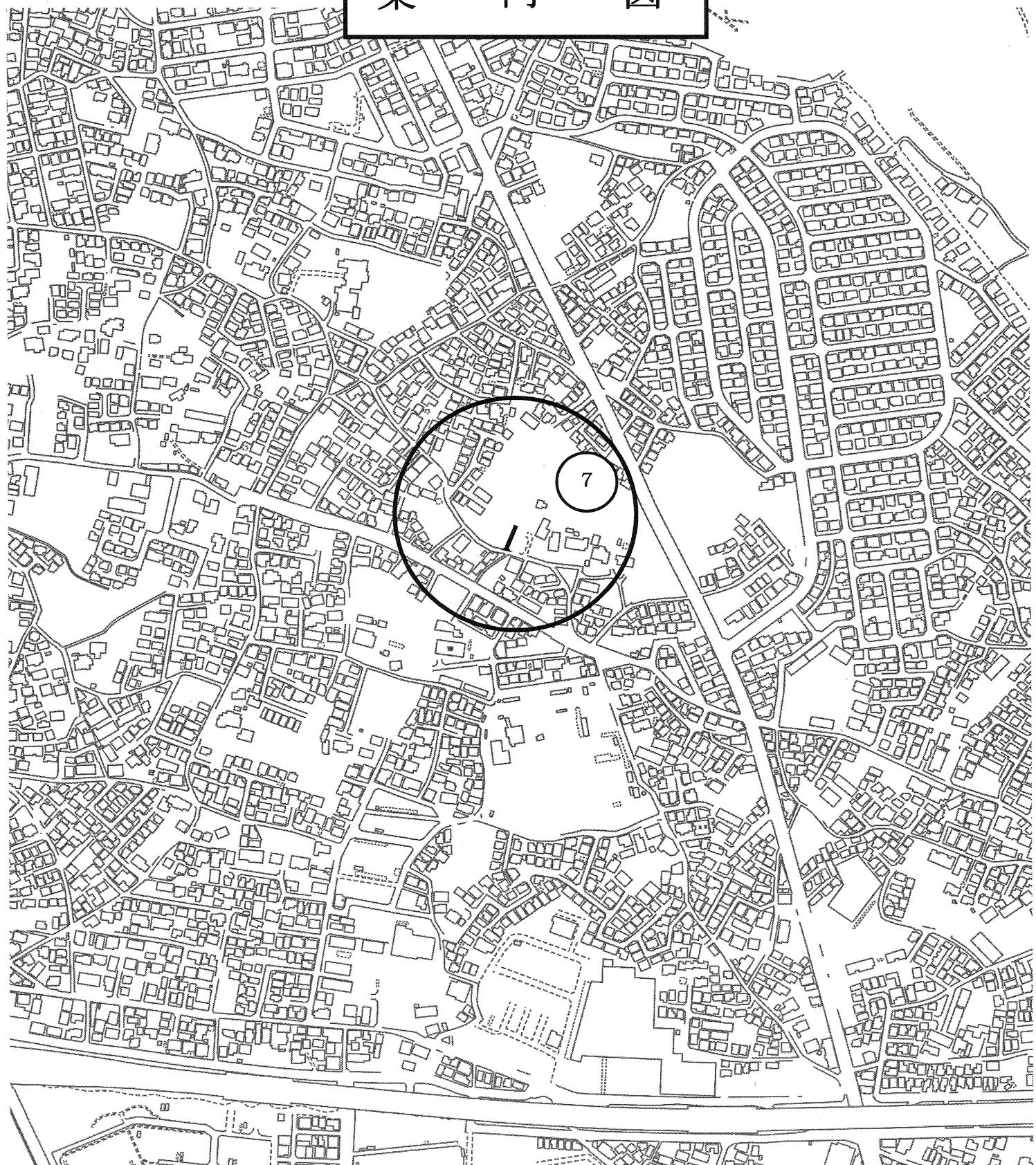
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑦	7717号線	香川二丁目 1638番3地先	香川二丁目 1638番8地先	m 40.95	m 6.00

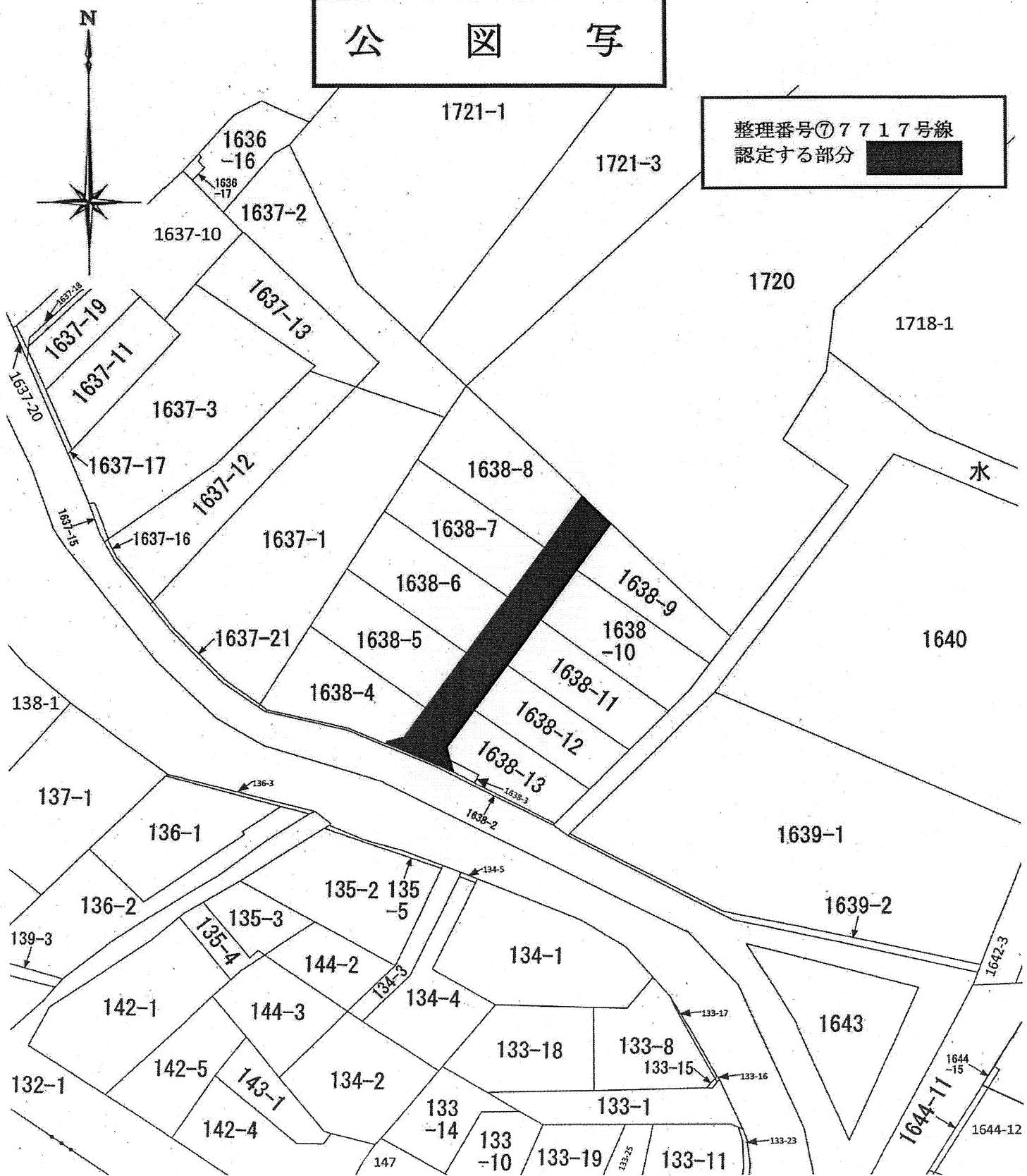
提案理由

本案は、積水化学工業株式会社が築造し、令和4年9月9日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写



専決処分の報告について

次のとおり令和4年10月20日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金8,360円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和4年4月9日午前2時頃、赤羽根2263番地先において、相手方が軽自動車で走行していたところ、道路に生じていた穴を通過したことにより、左側前輪及び左後輪に損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年10月20日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

1 損害賠償の額 金245,000円

2 損害賠償の相手方 市内在住の女性

3 損害賠償の理由

令和4年6月7日午後2時頃、芹沢4192番地先において、相手方が普通自動二輪車で走行していたところ、道路に堆積した泥により転倒し、損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年10月20日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金57,200円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和4年6月10日午前10時00分頃、東海岸南三丁目2番21号先において、公園緑地課職員が運転するごみ収集車が左折しようとしたところ、相手方の外構に接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和4年10月20日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和4年11月29日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金489,742円
- 2 損害賠償の相手方 市内所在の法人
- 3 損害賠償の理由

令和4年7月18日午前9時43分頃、香川六丁目28番5号先において、環境事業センター職員が運転するごみ収集車が右折しようとしたところ、段差によって車体が傾き、相手方所有の屋外広報掲示板に接触し、損傷を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。